

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第35号

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第3（第2条第3項関係）	
種類	額
1 法第7条第1項の規定に基づく建築物の建築に関する完了検査申請又は法第18条第20項の規定に基づく建築物の建築に関する工事完了通知に対する検査手数料	(略)
2 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査申請又は法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する工事完了通知に対する検査手数料	(略)
3 法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する工事完了通知に対する検査手数料	(略)
備考	

(略)

改正前

別表第3 (第2条第3項関係)

種類	額
1 法第7条第1項の規定に基づく建築物の建築に関する完了検査申請又は法第18条第16項の規定に基づく建築物の建築に関する工事完了通知に対する検査手数料	(略)
2 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査申請又は法第87条の4において準用する法第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する工事完了通知に対する検査手数料	(略)
3 法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第16項の規定に基づく工作物に関する工事完了通知に対する検査手数料	(略)

備考

(略)

改正後

別表第4 (第2条第4項関係)

種類	額
法第7条の3第2項の規定に基づく建築物の建築に関する中間検査	(略)

申請又は法第18条第28項の規定に基づく建築物の建築に関する特定工程工事終了通知に対する検査手数料	
---	--

改正前

別表第4（第2条第4項関係）

種類	額
法第7条の3第2項の規定に基づく建築物の建築に関する中間検査申請又は法第18条第19項の規定に基づく建築物の建築に関する特定工程工事終了通知に対する検査手数料	(略)

改正後

別表第5（第2条第5項関係）

種類	額
法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用認定申請に対する審査手数料	(略)
(略)	

改正前

別表第5（第2条第5項関係）

種類	額
法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(法第87条の4又は第88条第1	(略)

項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき仮使用認定申請に対する審査手数料	
--	--

(略)
-----

#### 附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（都市整備部建築指導課）